

長崎県工事技術調査業務委託仕様書

工事技術調査業務委託（以下「業務」という。）は長崎県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で契約書のほか、この仕様書に従って実施するものとする。

1. 業務の実施場所及び期間等

機関の名称	所在地	期間	技術士 人数	調査 件数	調査予定月
警察本部	長崎市尾上町3-3	2日間	1人	2件	令和8年 5月～7月
長崎振興局	長崎市大橋町11-1	2日間	1人	2件	
長崎港湾漁港事務所	長崎市万才町3-17	2日間	1人	2件	
島原振興局	島原市城内1-1205	3日間	1人	5件	
県北振興局	佐世保市木場田町3-25	3日間	1人	5件	
対馬振興局	対馬市厳原町宮谷224	2日間	1人	2件	令和8年 9月～10月
県央振興局	諫早市永昌東町25-8	3日間	1人	5件	
合計		延べ17日間	延べ17人	23件	

- ① 調査業務は7機関合わせて延べ17日間とする。但し、甲乙協議のうえ、変更することができる。
上記7機関の調査件数には、他の地方機関も含む場合がある。
それぞれの期間には、現地調査（1～2日間）を含む。
- ② 調査に伴う旅費相当額は、長崎県職員の旅費に関する条例に基づき、福岡市から調査地までを限度として算定し、調査費積算の基礎とする。
- ③ 見積りに付する委託料は旅費相当額を含めた総額とする。

2. 工事技術調査の留意点

乙は甲が示す「長崎県工事技術調査の留意点」に基づき、乙の専門的な見地に立って調査を行うものとする。

3. 工事技術調査

- ① 甲は調査日程を監査対象機関と調整のうえ決定し、乙に通知するものとする。
- ② 調査時間は、原則として午前9時30分～午後4時30分までとし、調査対象機関までの往復に要する時間は含まないものとする。
- ③ 調査対象事業は、建設業法（昭和20年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び工事に付随する測量、調査等業務とする。
- ④ 乙は調査業務を技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士）の資格を有し、調査対象機関における主たる工種（ダム、橋梁、農業土木、砂防、水産土木、トンネル、建築）に対応した技術士を配置すること。（主たる工種については甲乙協議のうえ、変更することができる。）
- ⑤ 乙は調査業務を受託するにあたり、令和4年度から7年度において長崎県が発注した建設工事、調査・設計・測量業務（監査事務局が発注した工事技術調査業務を除く）などを受注していないこと。

4. 乙の実地調査に伴う事前準備等

乙の実地調査に伴う次に掲げる事前準備業務は、甲が行うものとする。

- ① 調査対象機関との監査（調査）日程の調整
- ② 監査（調査）実施通知
- ③ 監査（調査）対象機関の工事に係る関係調書（以下「工事調書」という。）及び工事関係資料の作成依頼及び収集等
- ④ その他甲が必要と認めた準備業務

5. 監査（調査）対象工事の選定及び送付等

- ① 監査（調査）対象工事は、工事調書に基づき、甲が選定する。
- ② 甲は実地調査に必要な「工事技術調査調書」（別紙1）及び「関係資料等」を遅くとも実地調査日の7日前までに、調査を実施する技術士に送付するものとする。
- ③ 乙が実施する工事技術調査に、甲の監査事務局職員が同行して実施するものとする。

6. 調査結果報告書等の提出

- ① 調査結果報告書等については、長崎県工事技術調査結果報告書作成要領の趣旨を踏まえ、調査技術士の専門的な識見に基づき作成するものとする。
- ② 乙は、実地調査終了後、原則として1か月以内に工事技術調査結果報告書（別紙2）を提出するものとする。
報告書の作成にあたっては、監査事務局を經由して調査対象機関との事実確認を行うものとする。ただし、特段の理由があるときは、甲の了承を得たうえで、その期限を延長することができる。
- ③ なお、実地調査において、適正さに欠ける事例（※1）が確認された場合、乙は、実地調査終了後、原則として2週間以内に別紙2-1により甲に報告書を提出するものとする。この報告書についても②と同様に、提出前に調査対象機関との事実確認を行うものとする。
ただし、特段の理由があるときは、甲の了承を得たうえで、その期限を延長することができる。
- ④ 乙は、最終の調査結果報告書を提出した日から30日を経過した日以降または委託業務期間の終了日までに工事技術調査業務完了報告書（別紙3）査業務完了報告書）を提出するものとする。

※1 「適正さに欠ける事例」とは、

- ・工事の設計及び積算誤りなどにより、工事の進捗に影響したり、構造物の強度不足等により追加工事をするなど、県に損害を与えたもの又は与えるおそれ大きいもの
- ・契約変更において、工事打合せ簿が未作成など、変更手続きに適正を欠いているもの
- ・出来高不足、工事不良等、竣工及び確認検査に適正を欠いているもの
- ・設計内容に合理性が認められないなど、コスト意識が大きく欠けている設計となっているもの
- ・別発注とすべきものを、設計変更で対応しているもの
- ・分割発注に必然性が認められないなど、不経済な設計を行っているもの
- ・一括請負の禁止規定に違反しているもの
- ・事前の調査不足等から大幅な設計変更や工期延長となっているもの
- ・その他、技術士の視点から適正さを欠くと認められるもの 等